

入 札 説 明 書

この入札説明書は、独立行政法人国立青少年教育振興機構会計規程、契約事務取扱規則を遵守し、本契約に係る入札公告（入札公示及び指名通知）（以下「入札公告等」という。）の他、文部科学省が定めた文部科学省発注工事請負等契約規則（昭和28年文部省訓令。以下「文部科学省契約規則」という）を準用し、独立行政法人国立青少年教育振興機構（以下「機構」という。）が行う契約に関し、一般競争に参加しようとする競争加入者又はその代理人が熟知しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

I 入札及び契約に関する事項

1 契約責任者等

- (1) 契約責任者 独立行政法人国立青少年教育振興機構
理 事 伊 藤 賢
- (2) 郵便番号 151-0052
- (3) 所在地 東京都渋谷区代々木神園町3番1号

2 競争入札事項

- (1) 契約件名 国立オリンピック記念青少年総合センター消防設備保守点検
- (2) 契約内容等 別冊仕様書による。
- (3) 契約期間 令和7年4月1日～令和10年3月31日
- (4) 入札方法

落札者の決定は、最低価格落札方式をもって行うので、

- ① 競争加入者等（競争加入者又はその代理人を含む。以下同じ）は、請負代金の前金払の有無、前金払の割合又は金額、部分払の有無又はその支払回数等の契約条件を別冊契約書（案）に基づき、十分考慮して入札金額を見積るものとする。

また、本件業務等に要する一切の諸経費を含め入札金額を見積るものとする。

- ② 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、競争加入者等は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。
- ③ 入札書に記載する金額は、入札単価に予定数量を乗じた総価とし、契約は落札者の提示した入札単価をもって単価契約とする。

- (5) 入札保証金及び契約保証金 免除

3 競争参加資格

- (1) 独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則第3条及び第4条に規定される次の事項に該当する者は、競争に参加する資格を有さない。
 - ① 被保佐人、被補助人及び未成年者で必要な同意を得ている場合を除くほか、当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
 - ② 以下の各号のいずれかに該当し、かつ、その事実があった後2年を経過していない者（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様。）
 - (ア) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (イ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (ウ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

- (エ) 契約の履行に当たり故意又は重大な過失により、工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (オ) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (カ) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用した者
- (2) 国の競争参加資格（全省庁統一資格）において、開札時まで令和6年度に「役務の提供等（建物管理等各種保守管理）」が「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされている者であること。
なお、競争参加資格を有しない競争加入者は、速やかに資格審査申請を行う必要がある。
- (3) 法令等の定めにより許認可を受けて営業を行う必要がある場合にあっては、その許認可を受けていることを証明した者であること。
- (4) 入札公告等において日本工業規格を指定した場合にあっては、当該規格の製品を納入できることを証明した者であること。
- (5) 入札公告等において特定銘柄製品名又はこれと同等のものと特定した場合にあっては、これらの製品を納入できることを証明した者であること。
- (6) 当機構から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (7) 競争加入者等は、上記事項のうち入札公告等に公告又は公示された事項につき、書面によりこれを証明のうえ、入札書と同時に提出するものとする。

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書等の提出場所、契約条項を示す場所及び契約に関する事務の問い合わせ先
(郵便番号) 151-0052
(所在地) 東京都渋谷区代々木神園町3番1号
(機関名) 独立行政法人国立青少年教育振興機構
財務部施設管理課
(電話番号) 03-6407-7675
(FAX) 03-6407-7662
(E-mail) honbu-sisetu@niye.go.jp
 - ①電子メールで問い合わせする場合の件名は
「【国立オリンピック記念青少年総合センター】〇〇〇〇」とすること。
 - ②メール本文に「会社名称、連絡先電話番号、本件担当者氏名」を明記すること。
- (2) 入札説明会の日時及び場所
実施しない。
- (3) 入札書等の受領期限
令和7年3月24日（月）17:00（必着）
- (4) 入札書の提出方法
 - ① 競争加入者等は、別冊の仕様書及び契約書（案）を熟覧の上、入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等に疑義がある場合は、上記4の（1）に掲げる者に説明を求めることができる。ただし、入札後は仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
 - ② 競争加入者等は、次に掲げる事項を記載した別紙2の入札書から競争加入者等の立場により様式A1からA3のいずれかで作成した入札書を持参又は郵便（配達記録の残るものに限る。）により提出しなければならないものとする。
 - (ア) 入札件名
 - (イ) 入札金額

- (ウ) 競争加入者本人の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）
- (エ) 代理人が入札する場合は、競争加入者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印
- ③ 入札書を持参する場合は、封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和7年3月31日開札〔国立オリンピック記念青少年総合センター消防設備保守点検〕の入札書在中」と朱書きし、郵便により提出する場合は二重封筒とし、入札書の中封筒に入れ封印の上、中封筒の封皮には持参する場合と同様に氏名等を朱書きし、外封筒の封皮には「令和7年3月31日開札〔国立オリンピック記念青少年総合センター消防設備保守点検〕の入札書在中」と朱書きしなければならない。
- ④ テレックス、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。
- ⑤ 競争加入者等は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。
- ⑥ 競争加入者等は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

(5) 入札書の無効

入札書で次の各号の一に該当するものは、これを無効とする。

- ① 入札公告及び入札説明書に示した競争参加資格のない者が提出したもの
- ② 入札件名及び入札金額のないもの
- ③ 競争加入者本人の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印のないもの又は判然としないもの
- ④ 代理人が入札する場合は、競争加入者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない又は判然としないもの（記載のない又は判然としない事項が、競争加入者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）又は代理人であることの表示である場合には、正当な代理であることが代理委任状その他で確認されたものを除く。）
- ⑤ 入札件名に重大な誤りのあるもの
- ⑥ 入札金額の記載が不明確なもの
- ⑦ 入札金額の記載を訂正したものでその訂正についての印の押していないもの
- ⑧ 入札公告及び入札説明書において示した入札書の受領期限までに到達しなかったもの
- ⑨ 入札公告及び入札説明書に示した競争加入者等に要求される事項を履行しなかった者の提出したもの
- ⑩ 独占禁止法に違反し、価格又はその他の点に関し、公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出したもの（この場合にあっては、当該入札書を提出した者の名前を公表するものとする。）
- ⑪ その他入札に関する条件に違反した入札書

(6) 入札の延期等

競争加入者等が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状況にあると認められるときは、当該入札を延期し、又は、これを廃止することがある。

(7) 代理人による入札

- ① 代理人が入札する場合は、入札時まで代理委任状を提出しなければならない。

加資格の確認のための書類」という。)とともに、前記4の(3)の入札書の受領期限までに提出しなければならない。

- ② 競争加入者等は、開札日の前日までの間において、履行できることを証明する書類及び競争参加資格の確認のための書類その他入札公告及び入札説明書において求められた条件に関し、説明を求められた場合には、競争加入者等の負担において完全な説明をしなければならない。
 - ③ 競争加入者等又は契約の相手方が本件入札に関して要した費用については、すべて当該競争加入者等又は契約の相手方が負担するものとする。
 - ④ 本件入札及び契約手続き並びに契約締結以降において、当機構と電話及び電子メールにより対応しなければならない。
- (3) 競争参加資格の確認のための書類及び納入できることを証明できる書類
- ① 競争参加資格の確認のための書類及び納入できることを証明できる書類は別紙1により作成する。
 - ② 資料等の作成に要する費用は、競争加入者等の負担とする。
 - ③ 提出された書類を競争参加資格の確認並びに納入できるかどうかの判断以外に競争加入者等に無断で使用するのではない。
 - ④ 一旦受領した書類は返却しない。
 - ⑤ 一旦受領した書類の差し替え及び再提出は認めない。
 - ⑥ 競争加入者等が自己に有利な得点を得ることを目的として虚偽又は不正の記載をしたと判断される場合には、評価の対象としない。
- (4) 契約書の作成
- ① 競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、契約の相手方として決定した日から7日以内(契約の相手方が遠隔地にある等特別の事情があるときは、指定の期日まで)に契約書の取り交わしをするものとする。
 - ② 契約書を作成する場合において、必要があると認めるときは、まず、当該契約の相手方に契約書の案を送付して記名押印させ、さらに、当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。
 - ③ 前記②の場合において、契約責任者が記名押印したときは、契約書の一通を契約の相手方に送付するものとする。
 - ④ 契約責任者が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。
- (5) 支払い条件 別冊契約書(案)のとおりとする。
- (6) 本件業務の検査等
- ① 落札者が入札書とともに提出した履行できることを証明する書類の内容は、仕様書等と同様にすべて検査等の対象とする。
 - ② 検査終了後、落札者が提出した履行できることを証明する書類について虚偽の記載があることが判明した場合には、落札者に対し損害賠償等を求める場合がある。

- 別紙 1 競争参加資格の確認のための書類及び納入できることを証明する書類
- 別紙 2 入札書（A 1～A 3）
- 別紙 3 委任状（B 1～B 3）
- 別紙 4 入札書及び委任状の作成・提出にあたっての留意点
- 別紙 5 事前の提出書類提出時のチェックリスト
- 別 冊 仕様書
- 別 冊 契約書（案）

※ 競争加入者の立場により、別紙 2 の入札書 A 1 から A 3 及び別紙 3 の委任状 B 1 から B 3 を使用すること。

別紙1 競争参加資格の確認のための書類及び履行できることを証明する書類

I 事前の提出書類

1. 競争参加資格の確認のための書類
令和6年度国の競争参加資格（全省庁統一資格）の認定通知書の写し …… 1部
2. 履行できることを証明する書類
（各提出書類には社名、代表者名、社印及び代表者印を押印）
 - （1）契約実績書（官公庁等に対する類似の契約実績＜契約書、仕様書等＞の写し） …… 1部
※契約実績がない場合は、提出不要とするが可能な範囲での提示を求める。
また契約実績一覧表（件名、相手方、契約日、契約金額、定価等記載可能な事項）での提示を可能とする。
 - （2）仕様書に対する業務計画書 …… 1部
（作業人員、人員配置、作業手順、業務実施体制（組織）図、緊急時連絡体制図等）
 - （3）業務従事予定者リスト
 - （4）業務従事者の資格要件を証明する書類の写し …… 1部
（保全業務特記仕様書1. 3の「1. 業務責任者の資格及び業務内容等」による）
 - （5）会社の概要を示す資料（会社概要等） …… 1部
3. 入札書（定型封筒に入れ密封の上、封をした箇所に入札者の印で割印する ） …… 1部
4. 委任状（見積書に記載する氏名が支店長等の場合に必要。様式B2） …… 1部
5. 参考見積書（代表者名の記載及び社判・代表者印を捺印したもの。） …… 1部
※契約期間中に掛かる全経費の金額内訳を記載すること。

<提出方法>

1. 提出期限 令和7年3月24日（月）17時00分（必着）
2. 提出先 東京都渋谷区代々木神園町3番1号
独立行政法人国立青少年教育振興機構 財務部施設管理課

II 開札時の提出書類（開札日時：令和7年3月31日（月）14時00分～）

1. 委任状 …… 1部
※入札参加者が代理人や復代理人の場合に必要。
代理人の場合は様式B1 若しくは様式B2、復代理人の場合は様式B2 及び様式B3。
2. 代理人（復代理人）の名刺 …… 1部
※その他、再度入札に備え、委任状に使用した代理人（復代理人）の印鑑を持参すること。

III 落札決定後の提出書類

1. 落札内訳書 …… 1部
2. 委任状（契約書及び請求書類に記載する氏名が代表者と異なる場合） …… 1部
3. 業務計画書（確定版：入札時に提出したものと異なる場合） …… 1部
4. 業務従事者リスト（確定版：入札時に提出したものと異なる場合） …… 1部

<提出方法>

1. 提出期限 落札決定後、速やかに。
2. 提出先 東京都渋谷区代々木神園町3番1号
独立行政法人国立青少年教育振興機構 財務部施設管理課

別紙2

(競争加入者本人が入札する場合)

様式A1

入札書

件名 国立オリンピック記念青少年総合センター消防設備保守点検

入札金額 金 円也

(※入札金額は契約期間中に掛かる全経費の110分の100に相当する金額を記入すること)

独立行政法人国立青少年教育振興機構会計規程及び契約事務取扱規則を遵守し、文部科学省が定めた発注工事請負等契約規則を準用し、入札説明書を熟知し、仕様書に従って上記の業務を履行するものとして、入札に関する条件を承諾の上、上記の金額によって入札します。

令和 年 月 日

独立行政法人国立青少年教育振興機構
契約責任者 理事 伊藤 賢 殿

競争加入者

住 所
会 社 名
氏 名

印

別紙2

(競争加入者の代理人が入札する場合)

様式A2

入札書

件名 国立オリンピック記念青少年総合センター消防設備保守点検

入札金額 金 円也

(※入札金額は契約期間中に掛かる全経費の110分の100に相当する金額を記入すること)

独立行政法人国立青少年教育振興機構会計規程及び契約事務取扱規則を遵守し、文部科学省が定めた発注工事請負等契約規則を準用し、入札説明書を熟知し、仕様書に従って上記の業務を履行するものとして、入札に関する条件を承諾の上、上記の金額によって入札します。

令和 年 月 日

独立行政法人国立青少年教育振興機構
契約責任者 理事 伊藤 賢 殿

競争加入者

住 所
会 社 名
氏 名

代 理 人

住 所
代理人氏名

印

別紙2

(競争加入者の復代理人が入札する場合)

様式A3

入札書

件名 国立オリンピック記念青少年総合センター消防設備保守点検

入札金額 金 円也

(※入札金額は契約期間中に掛かる全経費の110分の100に相当する金額を記入すること)

独立行政法人国立青少年教育振興機構会計規程及び契約事務取扱規則を遵守し、文部科学省が定めた発注工事請負等契約規則を準用し、入札説明書を熟知し、仕様書に従って上記の業務を履行するものとして、入札に関する条件を承諾の上、上記の金額によって入札します。

令和 年 月 日

独立行政法人国立青少年教育振興機構
契約責任者 理事 伊藤 賢 殿

競争加入者

住 所
会 社 名
氏 名

復代理人

住 所
復代理人氏名

印

別紙3

(代理委任状の参考例1:社員等が入札の都度、競争加入者の代理人となる場合)

様式B1

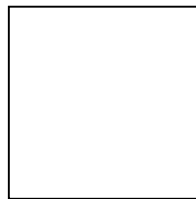
委 任 状

私は、(代理人氏名) を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

令和7年3月4日公告分の独立行政法人国立青少年教育振興機構において行われる「国立オリンピック記念青少年総合センター消防設備保守点検」の一般競争入札に関する件

受任者(代理人)使用印鑑



令和 年 月 日

独立行政法人国立青少年教育振興機構
契約責任者 理事 伊藤 賢 殿

委 任 者

住 所
会 社 名
代表者氏名

印

(注)これは参考例(様式及び記載内容)であり、必要に応じ適宜追加・修正等(委任者が任意の様式で作成するものを含む。)があっても差し支えないこと。

別紙3

(代理委任状の参考例2:支店長等が一定期間、競争加入者の代理人となる場合)

様式B2

委 任 状

私は、下記の者を代理人と定め、独立行政法人国立青少年教育振興機構との間における下記の一切の権限を委任します。

記

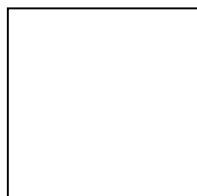
受任者(代理人) 住 所
会社名
氏 名

委任事項

1. 入札及び見積に関する件
2. 契約締結に関する件
3. 入札保証金及び契約保証金の納付及び還付に関する件
4. 契約代金の請求及び受領に関する件
5. 復代理人の選任に関する件
6.

委任期間 : 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで

受任者(代理人)使用印鑑



令和 年 月 日

独立行政法人国立青少年教育振興機構
契約責任者 理事 伊藤 賢 殿

委 任 者

住 所
会 社 名
代表者氏名

印

(注)これは参考例(様式及び記載内容)であり、必要に応じ適宜追加・修正等(委任者が任意の様式で作成するものを含む。)があっても差し支えないこと。

別紙3

(代理委任状の参考例3:支店長等の社員等が入札の都度、競争加入者の復代理人となる場合)

様式B3

委 任 状

私は、復代理人氏名 を(競争加入者)の代理人と定め、下記の一切の権限を委任します。

記

令和7年3月4日公告分の独立行政法人国立青少年教育振興機構において行われる「国立オリンピック記念青少年総合センター消防設備保守点検」の一般競争入札に関する件

受任者(競争加入者の復代理人)使用印鑑



令和 年 月 日

独立行政法人国立青少年教育振興機構
契約責任者 理事 伊藤 賢 殿

委 任 者(競争加入者の代理人)

住 所
会 社 名
代理人氏名

印

(注)これは参考例(様式及び記載内容)であり、必要に応じ適宜追加・修正等(委任者が任意の様式で作成するものを含む。)があっても差し支えないこと。

別紙4 入札書及び委任状の作成・提出にあたっての留意点

1 入札書の作成

- (1) 入札書の作成にあたり、競争加入者本人が作成する場合は、様式A 1で作成してください。
- (2) 競争加入者本人以外が作成する場合は、様式A 2若しくはA 3で作成してください。
 - ① 様式A 2は、競争加入者の社員などが直接代理人となる場合に使用してください。
 - ② 様式A 3は、競争加入者から直接代理人になれず、復代理人をたてる場合に使用してください。
- (3) 入札書の日付については、入札書等の受領期限日以前の日付（作成日もしくは提出日等）を記入してください。

2 委任状の作成・提出

- (1) 入札書の作成及び開札に競争加入者本人が作成及び参加する場合は、不要になります。
- (2) 競争加入者本人以外が入札書を作成する場合は、入札書の作成及び開札への参加状況により、別紙3様式B 1からB 3の中から必要な委任状を作成してください。
 - ① 様式B 1は、競争加入者の社員などが直接代理人となる場合に使用してください。
なお、この場合の入札書は、様式A 2となります。
 - ② 様式B 2は、競争加入者から直接代理人になれず、復代理人をたてる場合、支店長等を一定期間、競争加入者の代理人とする場合に使用してください。
 - ③ 様式B 3は、競争加入者から直接代理人になれず、復代理人をたてる（様式B 2を作成）場合、支店長等、一定期間、競争加入者の代理人となっている者から本案件の代理人となる場合に使用してください。したがって、様式B 3を使用する場合は、様式B 2も併せて必要になります。
- (3) 様式B 2の委任期間において、委任期間開始日は委任状発行日同日となるよう、また、書類の日付が委任期間外とならないようご留意下さい。

別紙5 事前の提出書類提出時のチェックリスト

必ず記載内容をご確認いただき、チェック欄に記入したうえで、他の事前提出書類と合わせて提出してください。

No.	項目名	チェック事項	チェック欄 ☑または、選択肢のある項目は、該当箇所を○で囲むこと。
1	入札書	・入札説明書、仕様書、契約書（案）を熟読のうえ、その内容を理解したうえで、入札しているか。（入札書提出後の仕様書等についての不知、不明を理由とした異議申し立ては認めない。）	☐
2	入札書	・入札書の日付が、事前提出書類の締切日以前となっているか。 ・代理人が入札する場合、入札書に記載する日付は、委任状に記載された日付と同日以降となっているか。	☐
3	入札書	・入札書を封入する封筒には氏名、開札日、件名等の必要事項が記入されているか。 ・封をした箇所に入札者の印で封印が押されているか。 ・郵送で入札書を提出する場合は二重封筒となっているか。	☐
4	入札書・委任状	・件名に間違いはないか。 ・記載項目に抜けはないか。 ・入札書に記載する入札金額について、入札説明書や、入札書の注意書きを確認したうえで、正しく記載しているか。	☐
5	参考見積書	・経費の内訳が記載されているか。 ・単価契約方式については、「一式」ではなく、「単価×予定数量」の内訳が記載されているか。 ※入札説明書で参考見積書の様式が示されている場合は、そのとおりに記載されているか。	☐
6	開札当日	・開札当日は参加するか。（不参加の場合は、No. 7-No. 11の項目は7のみ回答）	参加 ・ 不参加
7	開札当日	（開札当日不参加の場合のみ回答） ・1回目の入札で落札に至らなかった場合、2回目は辞退として取り扱うことを理解しているか。	☐
8	開札当日	・開札当日に参加するのは競争加入者本人か、それとも代理人か。	競争加入者 ・ 代理人
9	開札当日	・開札当日は競争加入者本人または代理人の、各社1名のみしか会場には入場できないことを理解しているか。また、開札の遅刻が認められないことも理解しているか。	☐
10	開札当日	・全応札者の入札額が予定価格の範囲内に達しなかった場合、直ちに再入札を行うことを理解しているか。 ・再入札時の金額について、外部と連絡を取って決めることができないことを理解しているか。	☐
11	開札当日	・開札当日には、参加者の名刺、再度入札に備えて印鑑の持参が必要であること、また、競争加入者以外の代理人が参加する場合には委任状（事前提出している場合を除く）の持参が必要であることを理解しているか。	☐
12	落札内訳書	・落札が決定した場合は、「落札内訳書」を速やかに提出しなければならないことを理解しているか。（作成日付は開札日と同日とし、落札金額の内訳を記載すること）	☐

【確認日】令和 年 月 日

【会社名】

【確認者】

保全業務特記仕様書

1 章 総 則

I. 業務概要

- a. 業務名称 国立青少年教育振興機構
国立オリンピック記念青少年総合センター消防設備保守点検
- b. 業務場所 東京都渋谷区代々木神園町3-1
国立青少年教育振興機構
国立オリンピック記念青少年総合センター構内
- c. 業務期間 令和7年4月1日から令和10年3月31日 まで
- d. この保全業務（以下「業務」という。）の受注者は、独立行政法人国立青少年教育振興機構発注工事請負契約規則に準じ、この特記仕様書、別冊の国土交通省建築保全業務共通仕様書（令和5年版）（以下「共通仕様書」という。）、別紙機器一覧16枚（配置図含む）、現場説明書及び質疑回答書に基づき次の業務を履行する。
- e. 業務仕様書（現場説明書、質疑回答書、特記仕様書、標準仕様書）に定めがない事項は、施設管理担当者と協議する。
- f. 本特記仕様書の表記
①・印で始まる事項については、○印を付した事項のみ適用する。
②表中の各欄に数字、文字、記号等を記入する事項については、記入した事項のみ適用する。
③＝又は×印で抹消した事項は全て適用しない。
④特記された材料、製品名等は、特記されたもの又は同等以上のものを使用することとし、同等以上のものを使用する場合は、施設管理担当者の承諾を受ける。
⑤各項目に付記した< >は標準仕様書、【 】は建築保全業務共通仕様書（令和5年版）における該当項目等を示す。
（例）< I 1.2.3 > 標準仕様書第1編 1.2.3 に該当する項目。

g. 業務施設名称と概要

施設場所	施設名称	業務種別
構内全域	防災設備	点検及び保守

II. 業務概要

1. 一般事項

(1) 請負代金の支払い

この業務の受注者は、発注者又は検査職員の行う検査に合格したときは、請負代金の支払いを請求できる。

請負代金の支払いは、独立行政法人国立青少年教育振興機構管理部財務課から毎年度業務終了後、1年ごとに支払う。

(2) 受注者の負担の範囲 【I1. 1. 3】

業務の実施に必要な施設の光熱水費等の費用負担

○なし ・あり (・電気 ・ガス ・水道 ・)

(3) 守秘義務

本業務の実施過程で知り得た秘密を他に漏洩してはならない。

(4) 著作権その他

著作権、特許権その他第三者の権利の対象となっている点検方法等の使用に関しては、その費用負担及び使用交渉の一切を受注者にて行う。

2. 業務関連図書

(1) 業務計画書等 【I1. 2. 1、I1. 2. 2】

次の書類を作成し、定められた期日までに施設管理担当者の承諾を得ること。

○業務計画書 (工程表、図面等) (作業着手前まで)

○緊急連絡表 (作業着手前まで)

3. 業務場所の管理及び取扱業務

(1) 業務責任者の資格及び業務内容等

本業務の実施に先立ち、次の実務経験を有する業務責任者を選任し、氏名、生年月日、経歴書、業務に関する資格者証 (写) 及び受注者との雇用関係を証明する書類について書面をもって施設管理担当者に通知する。(業務責任者は業務担当者を兼任できる。)

なお、業務責任者に変更があった場合も同様とする。

・第一種及び第二種消防設備点検資格者以上の有資格者とする。

取扱業務者は、R型受信機の操作経験を3年以上有し、R型受信機のシステム点検ができる者とする。

危険と思われる設備の取扱いについては、特に十分注意を払うこととする。

4. 業務の実施

(1) 業務履行の立会い

音響装置の点検時、及びその他発注者が指示した業務の履行に当っては、発注者の立会いを受けること。

・音響装置の点検時、及びその他発注者が指示した時

(2) 発生材の処理

発生材は受注者の責任において処分すること。

(3) 業務報告書

業務報告書は、業務完了後に業務報告書、業務記録写真を下記の期限までに下記の部数を管理部財務課施設管理室に提出すること。

a. 提出期限 機器点検業務完了後又は総合点検業務完了後速やかに提出する。

b. 業務報告書 各 2 部

c. 業務記録写真 各 2 部

その他修理点検を行った際は、その都度報告書を提出すること。

点検を行った結果不具合が発覚した機器については不具合箇所を明確に図示するなどして報告すること。

(4) 機器・材料

一般的な消耗品・雑材料等は、受注者の負担とすること。

5. 建物内施設等の利用

(1) 共用施設の仕様 当該業務を実施するため、エレベーター、食堂 (昼食営業時間中に限る)、売店、便所を使用することができる。

(2) 駐車場の利用 当該業務を実施するため、地下駐車場を利用できる。

6. その他

(1) 点検の省略

- ①容易に出入りできる点検口のない床下又は天井裏にあるもの
- ②配管又は配線のための室、屋上その他にある機器で、容易に出入りできない場所にあるもの
- ③電気の通電又は運転を停止することが極めて困難な状況にあるもの及びその付近にあるもので、点検することが危険であるもの
- ④地中若しくはコンクリートその他の中に埋設されているもの
- ⑤足場のない給気又は排気のための塔
- ⑥ロッカー、家具等があり点検不可能なもの

(2) 作業用仮設物及び持込資機材等

業務の実施に当たり、必要な足場等は原則として受注者が準備し負担する。

(3) その他

- ①契約図書及び関係図書を、業務の履行のために使用する以外の目的で第三者に使用させてはならない。また、その内容を漏洩しない。ただし、これらの契約図書等が市販されている場合又は施設管理担当者の承諾を受けた場合はこの限りでない。
- ②受注者は、業務の履行に係る業務責任者及び業務担当者による業務の行為について一切の責任を負う。
- ③消防訓練の立会い
国立オリンピック記念青少年総合センターが実施する2回／年の消防訓練の立会い及び受信機等の操作を行うこと。
- ④誤報等について
誤報等が生じたときは、ただちに調査し復旧すること。ただし、不良機器の修理交換費用については本業務に含まないこととする。
- ⑤計画停電の立会い
国立オリンピック記念青少年総合センターが実施する1回／年の計画停電（停電時間9：00～18：00）の立会い及び受信機等の操作を行うこと。
- ⑥消防法第8条の2の2に定める「防火対象物点検」および消防法第36条第1項に定める「防火管理点検」を実施すること。

III. 特記事項

(1) 点検項目

共通仕様書のうち、下記の事項欄を適用する。

- 消火器具・屋内消火栓設備・屋外消火栓設備・スプリンクラー設備・粉末消火設備
- ・ダクト消火設備・自動火災報知設備・ガス漏れ警報設備・非常放送設備・誘導灯及び誘導標識・避難器具・防火設備・連結送水管・連結散水設備・非常電源装置・二酸化炭素消火設備については周期6月及び1年の欄を適用する。
- 配線については、周期1年の欄を適用する。
- 泡消火設備については、周期6月及び1年とする。

(2) 業務対象設備

業務対象設備は下記による。

消防設備保守点検機器一覧（別表1～16）及び配置図

(3) 点検実施日

- ①外観・機能点検 : 4～9月
- ②外観・機能、総合点検 : 10～3月
- ③その他修理点検 : 随時

外観・機能点検、外観・機能、総合点検については原則休館日に行うこと。

休館日についてはHP (<http://nyc.niye.go.jp/d5-html/>) を参照すること。

消防設備保守点検機器一覧

(別表1)

(自動火災報知設備)

設備名 建物名	R型受信機	R型副受信機	主中継器盤	中継器盤	感 知 器								表示灯	電源装置	電鈴（音響装置）	発信機
					差動式		定温式スポット型	その他の多信号感知器	熱アナログ式スポット型	煙 式		光電式分離型				
					分布型空気管式	スポット型				スポット型						
										光電式	光電式					
A棟		1	2	1		586	50				277		46	1		46
B棟		1	1	1		111	28				72		19	1		19
C棟		1	1	1		192	19				79		28	1		28
D棟			1	1		176	23			429			52	1		52
合計	0	3	5	4		1,065	120	0	0	429	428		145	4	0	145

消防設備保守点検機器一覧

(別表2)

(自動火災報知設備)

建物名	設備名	R型受信機	R型副受信機	主中継器盤	中継器盤	感 知 器						表示灯	電源装置	発信機	
						差動式		定温式スポット型		煙 式					光電式分離型
						スポット型				スポット型					
										光電式					
						自動試験機能付		アナログ		アナログ	非蓄積	非蓄積			
センター棟			1	1	12		3	19	64	135	347		32	1	32
スポーツ棟			1	1	5		3		12	93	183	4	22	1	22
守衛所 (1190回線)	1			1					2	2	9		1	1	1
地 下 駐車場				1	2			224		36			13	1	13
カルチャー棟			1	1	7		5	19	103	200	238		37	1	37
合計		1	3	5	26		11	262	181	466	777	4	105	5	105

消防設備保守点検機器一覧

(別表3)

(スプリンクラー設備、センター棟・スポーツ棟は散水設備)

設備名 建物名	加圧送水装置	自動起動装置	自動警報装置	ポンプ操作盤	スプリンクラーヘッド	流水検知器	圧力スイッチ	送水口	呼水装置	散水ヘッド	送水口
A棟	1	1	1	1	1,751	13	1	2	1		
D棟	1	1	1	1	1,329	11	1	2	1		
センター棟										35	5
スポーツ棟										106	12
カルチャー棟	1	1	1	1	404	1	4	3	1		
合計	3	3	3	3	3,484	25	6	7	3	141	17

消防設備保守点検機器一覧

(別表4)

(ガス漏れ火災警報設備)

建物名	設備名	受信機	検知器	ガス漏れ表示灯	検知区域警報装置	ガス漏れ中継器
D棟		0	4	1	5	1
センター棟		1 R型受信機を含む	13		13	10
カルチャー棟		0	20			8
合計		1	37	1	18	19

消防設備保守点検機器一覧

(別表5)

(防火排煙設備)

設備名 建物名	複合G R受信機	煙感知器		ダンパー	防火戸	防火シャッター	電源装置	音響警報器	たれ壁	排煙口
		光電式非蓄積	光電式アナログ							
A棟			36	174	29	11	1	12		
B棟	(14回線)		12	21	9	2	1	2		
C棟	(36回線)		31	54	33	9	1	10		
D棟	(63回線)		31	160	20	10	1	10		
センター棟	1 (451回線)		135	51	34	20	1	15	15	8
スポーツ棟			66	7	12	2	1	2	5	
地下駐車場			26	13	4	10	1	10		15
カルチャー棟		0	0	14	31	15	1	10	6	32
合計	1	0	337	494	172	79	8	71	26	55

消防設備保守点検機器一覧（A棟）

（別表6）

	地 下	1 階	2 階	3 階	4 階	5 階	6 階	P H	その他				合 計
粉末消火器（10）	—	8	4	6	5	5	5	2	2	—	—	—	37
粉末消火器（20）	3	6	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	9
強化液消火器（3）	1	2	4	3	4	3	2	—	—	—	—	—	19
屋内消火栓	2	7	7	7	7	6	6	—	—	—	—	—	42
避難はしご	—	—	2	2	2	1	—	—	—	—	—	—	7
誘導灯避難口	2	14	14	17	17	15	13	—	—	—	—	—	92
誘導灯室内通路	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2
誘導灯廊下通路	2	6	6	7	7	6	4	—	—	—	—	—	38
点滅器用信号装置付き	—	5	6	5	5	4	5	—	—	—	—	—	30
西側屋内階段通路	—	—	—	—	—	—	—	—	15	—	—	—	15
東側屋内階段通路	—	—	—	—	—	—	—	—	12	—	—	—	12
屋外階段通路①	—	—	—	—	—	—	—	—	10	—	—	—	10
屋外階段通路②	—	—	—	—	—	—	—	—	11	—	—	—	11
東側連結送水管	—	—	—	3	3	3	3	3	—	—	—	—	15
誘導標識	—	2	2	2	2	2	2	—	—	—	—	—	12
移動式粉末	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1

消防設備保守点検機器一覧（B棟）

（別表7）

	地 下	1 階	2 階	3 階	P H	その他							合 計
粉末消火器（10）	1	5	4	3	3	—	—	—	—	—	—	—	16
粉末消火器（20）	1	—	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3
強化液消火器（3）	—	4	2	2	—	—	—	—	—	—	—	—	8
屋内消火栓	2	6	6	5	—	—	—	—	—	—	—	—	19
誘導灯避難口	1	6	4	5	—	—	—	—	—	—	—	—	16
誘導灯室内通路	—	—	2	2	—	—	—	—	—	—	—	—	4
誘導灯廊下通路	—	5	3	3	—	—	—	—	—	—	—	—	11
点滅器用信号装置付き	—	5	5	5	—	—	—	—	—	—	—	—	15
南側屋内階段通路	—	—	—	—	—	4	—	—	—	—	—	—	4
北側屋内階段通路	—	—	—	—	—	4	—	—	—	—	—	—	4
南側屋外階段通路	—	—	—	—	—	6	—	—	—	—	—	—	6
北側屋外階段通路	—	—	—	—	—	5	—	—	—	—	—	—	5
誘導標識	—	1	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—	3
移動式粉末消火器	—	2	—	2	—	—	—	—	—	—	—	—	4

消防設備保守点検機器一覧（C棟）

（別表 8）

		1 階	2 階	3 階	4 階	P H	その他						合 計
粉末消火器（10）	—	5	6	5	5	5	—	—	—	—	—	—	26
粉末消火器（20）	—	—	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2
粉末消火器（50）	—	—	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2
強化液消火器（3）	—	5	4	4	4	—	—	—	—	—	—	—	17
屋内消火栓	—	7	7	7	7	—	—	—	—	—	—	—	28
避難はしご	—	—	2	2	1	—	—	—	—	—	—	—	5
誘導灯避難口	—	13	8	7	8	—	—	—	—	—	—	—	36
誘導灯室内通路	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0
誘導灯廊下通路	—	10	9	10	10	—	—	—	—	—	—	—	39
点滅器用信号装置付き	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0
北側屋内階段通路	—	—	—	—	—	—	5	—	—	—	—	—	5
中央屋内階段通路	—	—	—	—	—	—	8	—	—	—	—	—	8
北側屋外階段通路	—	—	—	—	—	—	4	—	—	—	—	—	4
南側屋外階段通路	—	—	—	—	—	—	6	—	—	—	—	—	6
誘導標識	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0

消防設備保守点検機器一覧（D棟）

（別表 9）

	地下	1 階	2 階	3 階	4 階	5 階	6 階	7 階	8 階	9 階	P H	その他	合 計
粉末消火器（10）	—	15	14	12	2	2	2	1	2	2	2	—	54
粉末消火器（20）	6	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	6
粉末消火器（50）	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2
強化液消火器（3）	1	8	7	2	2	2	2	3	2	2	—	—	31
ダクト消火設備	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	1
屋内消火栓	4	14	9	6	3	3	3	3	3	3	1	—	52
避難はしご	—	—	1	1	1	1	1	1	1	—	—	—	7
誘導灯避難口	1	25	13	5	5	5	5	5	5	4	1	—	74
誘導灯室内通路	4	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5
誘導灯廊下通路	—	11	7	4	4	4	4	4	4	2	—	—	44
点滅器用信号装置付き	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0
北側屋内階段通路	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	21	21
南側屋外階段通路	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	22	22
連結送水管	—	—	—	3	2	2	2	2	2	2	1	—	16
誘導標識	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	1

消防設備保守点検機器一覧（センター棟）

（別表10）

	地下	1 階	2 階	3 階	4 階	5 階	6 階	P H	その他				合 計
ダクト消火設備（厨房）			2区画 (22本)										2
コントローラー	—	—	3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3
消火剤容器	—	—	29	—	—	—	—	—	—	—	—	—	29
ダクトセンサー	—	—	8	—	—	—	—	—	—	—	—	—	8
ノズル	—	—	60	—	—	—	—	—	—	—	—	—	60
強化液3.5L型	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
消火器10型	3	19	20	14	10	4	2	3	—	—	—	—	75
消火器20型	—	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2
消火器50型	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1
強化液3.0L型	2	10	9	7	7	4	2	—	—	—	—	—	41
連結送水管	—	—	—	3	3	3	3	—		—	—	—	12
屋内消火栓	1	6	8	5	5	3	2	—	—	—	—	—	30
避難はしご	—	—	1	1	1	1	1	—	—	—	—	—	5
誘導灯避難口	7	24	16	15	19	5	5	—	—	—	—	—	91
誘導灯室内通路	—	2	5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	7
誘導灯廊下通路	3	8	6	10	11	5	1	—	—	—	—	—	44
階段1 階段通路	—	—	—	—	—	—	—	—	12	—	—	—	12
階段2 階段通路	—	—	—	—	—	—	—	—	13	—	—	—	13
誘導標識	5	9	3	1	1	2	3	—	—	—	—	—	24
屋外消火栓	—	—	—	—	—	—	—	—	5	—	—	—	5

消防設備保守点検機器一覧（スポーツ棟）

（別表 1 1）

	B 1 階	MB1階	1 階	2 階	3 階								合 計
二酸化炭素消火設備													
二酸化炭素容器	18	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	18
容器開放器	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2
選択弁	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2
噴射ヘッド	12	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	12
起動容器	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2
起動用開放器	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2
チャッキ弁	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2
制御盤	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1
音響警報器盤	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1
起動操作盤	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2
音響警報器	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2
放出表示灯	8	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	8
ダンパー	5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5
消火器20型	3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3
消火器10型	9	3	6	8	5	—	—	—	—	—	—	—	31
強化液3L型	6	—	4	3	0	—	—	—	—	—	—	—	13
屋内消火栓	5	1	5	4	3	—	—	—	—	—	—	—	18
誘導灯避難口	11	1	13	14	3	—	—	—	—	—	—	—	42
誘導灯室内通路	—	1	—	2	—	—	—	—	—	—	—	—	3
誘導灯廊下通路	2	—	3	6	—	—	—	—	—	—	—	—	11
誘導標識	6	—	2	1	—	—	—	—	—	—	—	—	9

消防設備保守点検機器一覧（地下駐車場・守衛所） （別表 1 2）

	地下駐車場		守衛所			合計
泡消火設備	B 2 階	B 1 階				
泡消火ポンプユニット 加圧送水装置 起動装置 流水検知装置 制御弁 圧力検知装置 自動警報装置	1	—	—	—	—	1
貯蔵槽（800L、水成膜泡薬剤3%型使用）・混合装置	1	—	—	—	—	1
泡ヘッド（フォームヘッド）	442	615	—	—	—	1,057
〃（感知ヘッド）	321	409	—	—	—	730
〃（手動開放弁）	41	54	—	—	—	95
消火器10型	6	8	2	—	—	16
消火器20型	2	—	—	—	—	2
強化液3L型	6	3	1	—	—	10
屋内消火栓	4	4	1	—	—	9
誘導灯避難口	9	12	1	—	—	22
誘導灯室内通路	12	15	—	—	—	27
誘導灯廊下通路	2	3	—	—	—	5
誘導灯階段通路	3	6	—	—	—	9
誘導標識	3	2	1	—	—	6
消防用水採水口	—	—	1	—	—	1

消防設備保守点検機器一覧（カルチャー棟）

（別表 1 3）

	地下2	地下1	1 階	2 階	3 階	4 階	P H	その他					合 計
ダクト消火設備（厨房）				1区画 (16 本)									1
コントローラー	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	1
消火剤容器	—	—	—	16	—	—	—	—	—	—	—	—	16
ダクトセンサー	—	—	—	7	—	—	—	—	—	—	—	—	7
ノズル	—	—	—	42	—	—	—	—	—	—	—	—	42
消火器50型	1	—	—	16	—	—	—	—	—	—	—	—	17
消火器10型	11	14	11	8	7	3	1	1	—	—	—	—	56
強化液3.0L型	6	11	11	6	3	2	—	—	—	—	—	—	39
屋内消火栓	—	3	5	8	6	7	4	—	—	—	—	—	33
避難はしご	—	—	—	1	1	1	—	—	—	—	—	—	3
誘導灯避難口	8	24	24	12	10	8	—	—	—	—	—	—	86
誘導灯廊下通路	5	8	12	5	5	5	—	—	—	—	—	—	40
階段 1	—	—	—	—	—	—	—	6	—	—	—	—	6
階段 2	—	—	—	—	—	—	—	5	—	—	—	—	5
階段 3	—	—	—	—	—	—	—	12	—	—	—	—	12
階段 4	—	—	—	—	—	—	—	11	—	—	—	—	11
階段 6	—	—	—	—	—	—	—	5	—	—	—	—	5
階段 7	—	—	—	—	—	—	—	8	—	—	—	—	8
階段 9	—	—	—	—	—	—	—	4	—	—	—	—	4
階段 1 0	—	—	—	—	—	—	—	3	—	—	—	—	3
階段 1 2	—	—	—	—	—	—	—	5	—	—	—	—	5
階段 1 3	—	—	—	—	—	—	—	11	—	—	—	—	11
減光型誘導灯避難口	—	—	8	4	4	8	—	—	—	—	—	—	24
客席通路誘導灯	—	—	24	8	—	—	—	—	—	—	—	—	32

消防設備保守点検機器一覧（カルチャー棟） (別表 1 4)

	地下	1 階	2 階	3 階	4 階	P H	その他						合 計
二酸化炭素消火設備													
二酸化炭素容器	45	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	45
容器開放器	4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4
選択弁	4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4
噴射ヘッド	57	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	57
起動容器	4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4
起動用開放器	4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4
チャッキ弁	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1
制御盤	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1
音響警報器盤	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1
起動操作盤	4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4
音響警報器	16	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	16
放出表示灯	12	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	12
ダンパー	19	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	19
CO2 排気制御盤	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1

消防設備保守点検機器一覽（野外活動施設）

(別表 15)

[illegible]

消防設備保守点検機器一覧（非常・業務兼用型アンプ）

（別表 1 6）

	A棟	B棟	C棟	D棟	センター棟	スポーツ棟	地下駐車場	守衛所	カチャー棟
出力（W）	1,200	480	480	960	720	240	—	—	1,440
放送回路（局）	19/20	10/20	12/20	32/40	33/40	20/20	—	—	45/50
出力制御（回線）	19/20	10/20	12/20	32/40	33/40	20/20	—	—	45/50
非常電源部（台）	3	1	1	2	2	1	—	—	4
モニタースイッチ	本体組込	本体組込	本体組込	本体組込	1	1	—	1	—
非常リモコン	—	—	—	—	—	20/20（1台）	—	125/210	—
スピーカー	763				374	98	54	5	390

契 約 書 (案)

契約件名 国立オリンピック記念青少年総合センター消防設備保守点検

契約金額 金 円也
(うち消費税及び地方消費税額 金 円)
年額 金 円也
(うち消費税及び地方消費税額 金 円)

発注者 独立行政法人国立青少年教育振興機構 契約責任者 理事 伊藤賢
(以下「発注者」という。)と受注者 株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇
〇 (以下「受注者」という。)との間において、上記「国立オリンピック記念青
少年総合センター消防設備保守点検」(以下「役務」という。)について、上記の
契約金額で次の条項によって請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履
行するものとする。

(役務の提供)

第1条 受注者は、別紙仕様書に基づき役務を提供するものとする。

(契約期間)

第2条 契約期間は、令和7年4月1日から令和10年3月31日までとする。

(完了報告書の提出)

第3条 受注者は、毎年度の業務終了後、当該年度の完了報告書を国立オリンピ
ック記念青少年総合センター財務部施設管理課に提出し、確認を受けるもの
とする。

(請求書の提出)

第4条 受注者は、毎年度の業務終了後、当該年度の請求書を国立オリンピック
記念青少年総合センター財務部施設管理課に提出するものとする。

(代金の支払)

第5条 発注者は、適正な請求書を受理後、原則として検収の翌月末までに代金
を支払うものとする。

(契約保証金)

第6条 契約保証金は免除する。

(消費税及び地方消費税)

第7条 消費税及び地方消費税の税率が変更された場合には、変更後の消費税

率及び地方消費税率によるものとする。

(契約の変更等)

第8条 発注者及び受注者は、契約の内容を変更しようとするときは、あらかじめ相手方にその承認を得るものとする。

(第三者委託禁止)

第9条 受注者は、業務の全部又は一部を第三者に再委託（再委託先が委託の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下同じ。）してはならない。ただし、業務の主要な部分を除き、その一部を再委託する必要があるときは、あらかじめ発注者にその承認を得るものとする。

2 受注者は、前項ただし書きに定める業務の一部を再委託した場合、当該再委託先の行為は、受注者の行為とみなすものとする。

(役務の遂行不可能な場合の措置)

第10条 発注者と受注者のいずれの責にも帰することのできない事由により役務を実施することが不可能又は困難となったときは、発注者と受注者の間で協議してこの契約を解除し、又は変更するものとする。

(契約の解除等)

第11条 発注者は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、契約を解除することができるものとする。

(1) 受注者が、正当な理由なく、この契約の全部又は一部を履行しないとき。

(2) この契約の履行について、受注者に不正・不当な行為があったとき。

(3) 受注者がこの契約を履行する能力を失ったことが明らかに認められるとき。

(4) 受注者が、発注者と現に締結している他の契約について、受注者の責に帰すべき事由により当該契約を解除されたとき。

(5) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴力団対策法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団対策法第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を

供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 下請契約又は材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

（６）前各号のほか、受注者がこの契約に違反したとき。

（７）発注者の都合により契約の解除の必要があるとき。

２ 前項により契約を解除する場合には、（７）が生じたときは、発注者は受注者に対し契約解除の理由を記載した書面を解除しようとする１ヶ月前までに通知し、解約できるものとするが、（１）から（６）については、書面をもって通告することによって解除するものとする。

３ 第１項（１）から（６）の各号の一に該当する事由が生じた場合で、発注者が特に必要と認める場合は、同項の規定にかかわらず、受注者に業務改善命令書を送付し、契約を継続できるものとする。

（違約金）

第１２条 前条第１項の規定（同項（７）を除く。）により契約を解除する場合は、受注者は違約金として、契約金額（契約単価×予定数量。以下同じ。）の１０％に相当する額を発注者に対し支払うものとする。

２ 前条第３項の規定により契約を継続する場合は、受注者は違約金として、契約金額を契約月数で除した金額の５％に相当する額の範囲内で発注者が請求する額を発注者に対し支払うものとする。

（損害賠償）

第１３条 受注者は、善良なる管理者の注意を持って業務を行うものとする。

２ 受注者は、業務実施中に発注者の建物・備品等を破損または紛失した場合には、原状回復の責を負い、原状回復が不可能な場合には当該損害を賠償するものとする。

３ 第２項に定めるほか、この契約の履行に関して発注者に損害を与えた場合は、当該損害を賠償するものとする。

４ 火災、天災、その他不可抗力など、受注者の責任に帰する事が困難な事由によって生じた損害については、この限りではない。

（談合等の不正行為に係る違約金）

第１４条 受注者は、この契約に関して、次の各号の一に該当するときは、契約金額の１０％に相当する額を違約金として発注者が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。（以下「独占禁止法」という。））第3条又は第19条の規定に違反し、又は受注者が構成員である事業者団体が同法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者又は受注者が構成員である事業者団体に対して、同法第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を行い、当該命令が確定したとき。ただし、受注者が同法第19条の規定に違反した場合であって当該違約行為が同法第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売の場合など発注者に金銭的損害が生じない行為として、受注者がこれを証明し、その証明を発注者が認めたときは、この限りでない。
- (2) 公正取引委員会が、受注者に対して独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行なったとき。
- (3) 受注者（受注者が法人の場合にあつては、その役員又は使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。
- 3 受注者は、この契約に関して、第1項の各号の一に該当することとなった場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を発注者に提出しなければならない。

（秘密保持）

- 第15条 受注者は、この契約に関連して知ることのできた発注者の知識又は情報（個人情報を含む）その他の権利（以下「契約関連情報」という。）について、次の各号の規定を遵守すること。ただし、発注者からの指示又は承諾がある場合はこの限りではない。
- (1) 契約関連情報の目的外利用を禁止するとともに、第三者に漏洩し、又は譲渡し、若しくは利用させてはならない。
 - (2) 契約関連情報の漏洩等が発生した場合は、被害拡大の防止に万全を期すとともに、直ちに発注者へ報告すること。
 - (3) 契約関連情報を複製等してはならない。
 - (4) 契約関連情報は、契約期間満了後速やかに消去等すること。
 - (5) 個人情報に関する関係法令に基づき業務を実施すること。
 - (6) 前各号に違反した場合は、契約解除するとともに、発注者に生じた損害賠償の責めを負うこと。
 - 2 前項の規定は、契約解除後又は契約期間満了後においても存続するものとする。

（一般事項）

- 第16条 この契約についてのその他の一般的約定については、独立行政法人

国立青少年教育振興機構会計規程及び契約事務取扱規則を遵守し、文部科学省が定めた発注工事請負等契約規則を準用するものとする。

(紛争の解決)

第 1 7 条 この契約について、発注者と受注者との間に紛争が生じたときは、双方協議の上これを解決するものとする。

(裁判管轄)

第 1 8 条 この契約に関する訴えの管轄は、独立行政法人国立青少年教育振興機構本部の所在地を管轄区域とする東京地方裁判所とする。

(その他)

第 1 9 条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者と受注者との間で協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、本契約書を 2 通作成し、発注者・受注者は次に記名押印の上、各 1 通を所持するものとする。

令和 年 月 日

発注者	住 所	東京都渋谷区代々木神園町 3 番 1 号
	氏 名	独立行政法人国立青少年教育振興機構
		契約責任者 理事 伊藤 賢

受注者	住 所	〇〇県〇〇市〇〇町
	氏 名	株式会社〇〇〇〇
		代表取締役 〇〇〇〇